

【ABC 消費者情報 Vol. 68】

◎消火器の点検商法に注意を！

消火器の点検、詰め替えに来たなどと言って事業者が来訪し、高額な消火器や詰め替えの契約をさせられた、といった相談が寄せられています。

■相談事例

○「消火器の点検に来た」と言われたので、消防署だと勘違いし、古い消火器を見せたところ、期限が切れているからと新しい消火器を勧められ購入した。消火器には「業務用加圧式」とあり、重くて持てないので、火事があっても使いこなせそうにない。渡された書類は、別の消火器のパンフレットで実物と違う説明が書いてある。解約返金を希望。

■アドバイス

○事例のほかに、「消火器は1年に1回交換する義務がある」などと事実と異なることを言っ
て購入させるケースもあります。

○消火器には使用期限が表示されています。「交換」などと言われた場合は、まず表示を確認
してみましょう。

○一般の住宅に消火器の設置義務や交換頻度などに関する決まりはありません。設置や交
換の判断は、自分でよく考えて行いましょう。

○一人暮らしの高齢者や障がい者の家に見知らぬ人が出入りしていないか、身近な人が日
ごろから気を配ることも大切です。

○少しでも不審な点や分からない点があるときはその場で契約せず、きっぱり断りましょ
う。心配なときは、消防署や消費生活センター等にご相談ください。

■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-252-1919

■警察総合相談電話

Tel:099-254-9110

■バックナンバーはこちら

http://www.city.kagoshima.lg.jp/_33658.html

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611